

平成25年(ラ)第463号 仮処分申立却下決定に対する抗告事件
(原審・大阪地方裁判所 平成24年(ヨ)第262号, 同第318号)
抗告人 253名
相手方 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成26年3月10日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

相手方代理人 弁護士 小 原 正 敏

弁護士 田 中 宏

弁護士 西 出 智 幸

弁護士 原 井 大 介

弁護士 森 拓 也

弁護士 辰 田 淳

弁護士 今 城 智 徳

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙 60	関西電力株式会社 大飯発電所の敷地 内破碎帯の評価に ついて	写し	H26. 2. 12	<p>原子力規制委 員会 大飯発電所敷 地内破碎帯の 調査に関する 有識者会合</p> <p>F-6 破碎帯について、有識者会合が取りまとめた評価書において、「将来活動する可能性のある断層等」には該当しないと結論付けられたこと等 (なお、本評価書は、平成 26 年 2 月 12 日に開催された第 42 回原子力規制委員会の会議において了承されたものである)</p>